

平成24年(ワ)第328号、平成25年(ワ)第59号

志賀原子力発電所運転差止請求事件

原告 北野 進 ほか

被告 北陸電力株式会社

証拠説明書

- 第62準備書面関係 -

2026年1月9日

金沢地方裁判所民事部合議B係 御中

原告ら訴訟代理人弁護士 岩 淵 正 明



ほか

全て写し。

甲号証	標目	作成日	作成者
A171	発生事象および現時点までの対応状況	2024.9.30	被告
	(立証趣旨) ①能登半島地震により発生した志賀原発のトラブルの内容 ②能登半島地震により発生した志賀原発のトラブルについて、被告が当初発表を訂正したこと ③能登半島地震により発生した志賀原発のトラブルを被告が把握した時期		
A172	令和7年度原子力規制委員会第8回臨時会議議事録(抄)	R7.5.14	原子力規制委員会
	(立証趣旨) ①能登半島地震により発生した志賀原発のトラブルについて、被告が誤った報告をしたこと		

	<p>②原子力規制委員会委員長が被告の情報把握能力、情報発信能力について反省を促していること</p> <p>③被告社長が変圧器の破損が想定外であったことを認めていること</p> <p>④被告社長が作業員の実務経験不足及び人材不足を認めていること</p>		
A 1 7 3	運転情報・リアルタイムデータ	2026.1.9	被告
	<p>(立証趣旨)</p> <p>志賀原発は、福島第一原発事故が発生した2011年以降、約15年もの間運転しておらず、また、2011年以前も、臨界事故隠しや様々なトラブルにより長期間運転を停止しており、1号機の稼働率は約39.6%、2号機の稼働率は約13.4%となっていること</p>		

B 4 3 1	発電用軽水型原子炉施設に関する安全設計 審査指針及び関連の指針類に反映させるべき事項について（とりまとめ）（抄）	H24. 3. 14	原子炉安全 基準・指針 専門部会
	<p>（立証趣旨）</p> <p>福島第一原子力発電所事故を受け、国の原子力安全基準・指針専門部会指針等検討小委員会が外部電源系の重要度分類の見直しを提言していたこと</p>		
B 4 3 2	7月以降の検討課題について	H25. 4. 4	原子力規制 委員会
	<p>（立証趣旨）</p> <p>重要度分類及び耐震重要度分類の見直しが新規制基準制定後の検討課題とされたこと</p>		
B 4 3 3	大飯原発運転差止判決における科学の問題	2015. 5. 27	瀬川 一起
	<p>（立証趣旨）</p> <p>東京大学地震研究所の瀬川 一起名誉教授が、福井地方裁判所平成26年5月21日大飯原発3、4号機運転差止判決の新規制基準が外部電源について基準地震動に耐えられるように耐震性をSクラスにしていることを問題視し、かかる方策をとらなければ原発の脆弱性は解消されない旨の判示について、「科学的に正しいように見える」と述べていること</p>		
B 4 3 4	非常用ディーゼル発電機の24時間連続運転試験に関する事業者の対応方針に関する聴取結果	R5. 11. 30	原子力規制 庁技術基盤 課

	<p>(立証趣旨)</p> <p>国内の原発の非常用ディーゼル発電機について24時間連続運転試験を実施したところ、17台中2台にトラブルが発生したという結果が報告されていること</p>		
B 4 3 5	第62回技術情報検討会(抄)	R5. 11. 30	原子力規制委員会
	<p>(立証趣旨)</p> <p>非常用ディーゼル発電機の耐用年数は定かではなく、経年劣化の危険性も指摘されていること</p>		
B 4 3 6	外部事象に対する安全対策の考え方について(案)(抄)	H24. 10. 25	発電用軽水型原子炉の新規制基準に関する検討チーム
	<p>(立証趣旨)</p> <p>新規制基準検討チームにおいては、特重施設等の恒設設備は、可搬型設備の「バックアップ対策」ではなく、可搬型設備と比して「より確実に対処できる」対策として、「恒設設備ありきで、さらにそれに可搬を足した」案を基に検討が行われていたこと</p>		
B 4 3 7	発電用軽水型原子炉の新安全基準に関する検討チーム第1回会合(抄)	H24. 10. 25	原子力規制委員会
	<p>(立証趣旨)</p> <p>同上</p>		
B 4 3 8	原子力発電所の新規制施行に向けた基本的な方針(私案)	H25. 3. 19	原子力規制委員会田中

			俊一委員長 (元)
	<p>(立証趣旨)</p> <p>新規制基準検討チームにおいては、特重施設等の恒設設備が可搬型設備の「バックアップ対策」として位置付けられることはなかったが、平成25年3月19日に開催された平成24年度原子力規制委員会第33回会議において、田中俊一委員長の「私案」として、「シビアアクシデント対策やテロ対策の信頼性向上のためのバックアップ対策については、施行後5年までに実現を求める」ことが提案され、この「バックアップ対策」の中に特重施設等の恒設設備が入る旨説明されたこと</p>		
B439	平成24年度原子力規制委員会第33回議事録(抄)	H25.3.19	原子力規制委員会
	<p>(立証趣旨)</p> <p>同上</p>		
B440	新安全基準骨子のフォーマット(ただき台)(外部事象に関する設計基準及び設計基準を超える事象、これらへの対応)(抄)	H24.10.25	発電用軽水型原子炉の新規制基準に関する検討チーム
	<p>(立証趣旨)</p> <p>新規制基準検討チームにおいては、特重施設等について、設計基準を超える事象に対する対策として位置付け、「基準地震動<math>S_s</math>による地震力の○倍の地震力に対して安全機能が保持できること」を要求することが検討されていたこと</p>		

B 4 4 1	発電用軽水型原子炉の新安全基準に関する 検討チーム第11回会合	H25. 1. 21	原子力規制 委員会
<p>(立証趣旨)</p> <p>新規制基準検討チームにおいて、特重施設等に基準地震動 <math>S_s</math> を超える地震動に対する頑健性を要求すべきという意見が出されていたこと</p>			

以上